

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和3年5月24日

上 申 書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

	山	内	喜	明	
同	茅	根	熙	和	
同	春	原		誠	
同	江	口	正	夫	
同	池	田	秀	雄	
同	長	原		悟	
同	八	木		宏	
同	川	島		慶	

被告は、頭書事件につき、令和3年1月28日付け上申書提出以降の状況等について、以下のとおり申し述べる。

1 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の状況等

第935回審査会合（令和3年1月15日）までの審議を踏まえ、同年2月17日、4月1日及び4月26日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された。

上記各ヒアリングを経て、同年5月14日に開催された第973回審査会合において、被告は、第531回審査会合（平成29年12月8日。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト：<https://www2.nsr.go.jp/data/000214790.pdf>）に引き続き、敷地周辺の断層に係る調査・検討の結果を原子力規制委員会に説明した。

第973回審査会合において、被告は、敷地周辺の断層のうち、敷地近傍（敷地を中心とした半径5キロメートル範囲）の断層を中心に説明し、半径5キロメートル以遠の断層については、次回以降説明することとした（別紙1の3頁）。

そして、被告は、敷地近傍に分布する福浦断層、兜岩沖断層、碁盤島沖断層及び敷地から約9キロメートル北方の富来川南岸断層について、後期更新世（約12万ないし13万年前）以降の活動が否定できないものとして評価したことを説明した（別紙1の4、5頁）。

このうち、富来川南岸断層については、第531回審査会合までの評価を見直したものであり、その経緯は下記のとおりである。

(1) 第531回審査会合（平成29年12月8日）までの評価

第531回審査会合において、被告は、「富来川南岸断層については、リニアメント・変動地形を挟んで中位段丘I面に高度差はなく、トレンチ調査、表土剥ぎ調査から断層は認められません。さら

に能登半島西岸域の中位段丘 I 面の高度分布、海岸地形の検討結果からも、富来川南岸断層の位置を挟んで後期更新世以降の活動は認められておりません。」(議事録 17 頁)として、後期更新世に形成された中位段丘面に高度差がないことから、後期更新世以降の活動は認められないと評価していた(別紙 1 の 6 頁)。

(2) 第 5 3 1 回審査会合(平成 29 年 12 月 8 日)以降の評価の見直し

これに対し、第 5 3 1 回審査会合において、原子力規制委員会からは、「敷地周辺を含む能登半島には、中位段丘 I 面以外の段丘面が認定されています。ですので、そのほかの段丘面データも用いて、より詳細な範囲を網羅して、総合的に評価を行うことが必要だと考えています。」(議事録 19 頁)などとして、中位段丘面以外の段丘面データ、すなわち、中期更新世(約 12 万ないし 13 万年前から約 78 万年前まで)に形成された高位段丘面のデータに基づいて、富来川南岸断層が後期更新世以降活動したことがないことを証明するよう求めるコメントがなされた。

また、第 5 3 1 回審査会合後に、「活断層詳細デジタルマップ(2002)」「(乙 B 152)」を改訂した「活断層詳細デジタルマップ 新編(2018)」「(別紙 1 では「今泉ほか(2018)」と記載。)が刊行されているところ、「新編」には、改訂以前には掲載されていなかった富来川南岸断層が掲載された(別紙 1 の 5 頁)。

そこで、被告は、第 5 3 1 回審査会合後、富来川南岸断層について、あらためてボーリング調査及び反射法地震探査、段丘面調査等の追加調査を実施した(別紙 1 の 7 頁)。

その結果、富来川南岸断層について、上記追加調査の結果、断層を挟んで北方の地形面においては、中位段丘面に加えて、中期更新

世に形成された高位段丘面が広く分布することがあらためて確認された一方、断層を挟んで南方の地形面においては、小規模な中位段丘面は認められるものの、高位段丘面は分布しておらず、断層北方の段丘面の分布高度と比較が可能な、すなわち、活動性評価に用いることができる明確な段丘面が認められなかったことから、被告は、より安全側の判断として、活動性に係る評価を見直し、富来川南岸断層を「将来活動する可能性のある断層等」として評価することとした。

なお、平成29年3月9日付け準備書面(28)18頁でも述べたとおり、本件原子力発電所の基準地震動策定に当たっては、「震源を特定して策定する地震動」として、福浦断層をはじめとする20以上の断層を考慮しているところ(別紙1の4頁)、富来川南岸断層は、既に耐震設計上考慮している福浦断層より遠い位置にあり、富来川南岸断層により考慮すべき地震動は、福浦断層等により考慮している地震動を上回らないため、富来川南岸断層の評価の見直しは、本件原子力発電所の耐震安全上問題とならない。

(3) 第973回審査会合(令和3年5月14日)における審議

第973回審査会合において、被告は、前記のとおり、敷地近傍の断層を中心に、活動性評価について説明し、各断層について長さ及び端部を中心に審議が行われた(別紙2)。

原子力規制委員会は、富来川南岸断層の評価の見直しは理解したとした上で、各断層について、慎重に端部の評価等を確認したいとして、データの整理や拡充を求めるコメント等を行った。

一例として、被告は、富来川南岸断層から兜岩沖断層間の海域において、これまでに行った海上音波探査に加えて、新たに海底重力探査を行い(275の測定点において、陸域と同程度の高精度なデ

一夕を取得できる海底重力計を海底に直接設置して探査を行った。),
いずれの探査結果からも, 富来川南岸断層から兜岩沖断層に連続する
ような地質構造は認められないことを確認したことを説明したと
ころ(別紙1の8頁), 原子力規制委員会は, 兜岩沖断層の北端に
ついては被告の説明は概ね理解できるとした上で, 同断層の南端に
ついてはさらなる検討を求めた。

最後に, 原子力規制委員会の石渡明委員から, 審査会合における
指摘を踏まえ, 引き続き敷地周辺の断層について審議するとのコメ
ントがなされた。

なお, 第973回審査会合後, 原子力規制庁の担当者は, 現地調
査については, 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し, 今夏以
降, 敷地内及び敷地周辺の調査を併せて行うとの見通しを示した。

2 今後の見通し

前記1のとおり, 被告は, 敷地(陸域), 敷地(海岸部)及び敷地
周辺について調査・検討の結果を取りまとめ, 順次, 原子力規制委
員会に対し説明している。

原子力規制委員会においては, 本件原子力発電所敷地及び敷地周
辺の地質・地質構造, 特に敷地内断層につき, 被告が新たに実施し
た調査の結果を含む様々なデータに基づき審査が行われており, 引
き続き, 多方面にわたる極めて高度な最新の科学的, 専門技術的知
見を踏まえた審査が継続される見通しである。

被告は, 今後も, 審査会合及びヒアリングの内容について, その
進捗に応じ, 適宜, 明らかにする予定である。

以 上

別紙1 志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について
敷地近傍の断層の評価（抜粋。1ないし10頁）（令和3年5月
14日。原子力規制委員会ウェブサイト：
<https://www2.nsr.go.jp/data/000351895.pdf>）

別紙2 「北國新聞」令和3年5月15日（抜粋）